

太田市高齢者はり・きゅう・マッサージサービス施術料助成事業実施要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、太田市はり・きゅう・マッサージサービス施術料助成事業の実施等に関する規則（平成17年規則第127号、以下「規則」という。）第12条の規定に基づき、太田市高齢者はり・きゅう・マッサージサービス施術料助成事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(指定施術者)

第2条 規則第3条に定める指定施術者は、職業賠償責任保険に加入している者とし、新たに指定施術者になろうとする者は、太田市高齢者はり・きゅう・マッサージサービス施術料助成事業指定施術者申請書（様式第1号）により、市長に申請するものとする。ただし、市長と契約を締結した組合に属する施術者は、組合からの申請（様式第2号）により本人申請に代えることができる。

- 2 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、契約を締結するものとする。
- 3 指定施術者が、その指定を解除しようとするときは、太田市高齢者はり・きゅう・マッサージサービス施術料助成事業指定施術者解除届（様式第3号）により、市長へ届け出なければならない。

(利用の方法)

第3条 受療券による助成額は、1,000円とする。なお、出張サービスにかかる費用は、距離に関わらず1回1,000円とし、請求によりサービスを受ける者が別に支払うものとする。

- 2 指定施術者は、前項に関わる費用以外は一切徴収しないものとする。

(再交付)

第4条 交付された受療券を、紛失、破損等により失った場合の再発行は行なわない。

(その他)

第5条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。